

【重要】 ■岩手県からのお知らせ■

- 新型コロナウイルス感染症に関する医療費のうち下記のもので、国保連・支払基金に対してまだ診療報酬の請求（レセプト提出）を行っていないものは、必ず10月の提出期日までに、請求をお願いします。

※ 新型コロナウイルス感染症に係る公費負担が終了して以降、既に相当の期間を経過しています。医療費の処理は令和6年度内に処理を完了させる必要があることから、年内に支払額を確定させなければなりません。そのため、国保連・支払基金に対しては、10月の提出期日までにレセプト提出をお願いします。

- ① 5類移行前（令和5年5月7日まで）の入院医療費
- ② 5類移行後（令和5年5月8日から令和6年3月31日まで）の入院医療費
- ③ 5類移行後（令和5年5月8日から令和6年3月31日まで）の新型コロナ治療薬
- ④ 令和5年9月30日までの軽症者宿泊・自宅療養医療費
- ⑤ 5類移行前（令和5年5月7日まで）のPCR検査医療費

※ いずれも公費負担があるもので、令和6年4月以降分は対象外です。再度のレセプト提出をお願いするものではありません。

- 再審査請求やレセプトの取下げ（返戻）についても、同じく10月の提出期日までに提出をお願いします。
- 10月までに提出できないレセプトがある場合は、「提出予定の金額・提出が遅れる理由」を下記まで報告してください。

【問い合わせ先】

岩手県保健福祉部医療政策室感染症担当

電話:019-629-5417 FAX:019-626-0837

メール:iwate-corona@pref.iwate.jp

